

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一)・ 二 ・ 三 ・ 四 ・五・ 六 号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	二 ①住居探しに係る相談 ②居住物件の紹介・斡旋・内見同行の支援 三 ①定期的な架電・訪問に依る見守り ②社会共生の為の日中活動、就労継続支援事業所の紹介 四 ①居住支援活動理解促進における説明会 ②アウトリーチ支援を含むホームレス支援事業所、救護施設、相談支援事業所への訪問と情報共有

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、糸島市、粕屋郡
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分分かるように記載してください。 (上記内容分かる組織図等でも可)	<p style="text-align: center;">株式会社 勇ベース組織図</p> <pre>graph TD; A[株式会社 勇ベース] --- B[居住支援事業部]; A --- C[コンサルティング事業部];</pre>
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	支援に従事する人数 3名 代表取締役 1名 従業員 2名

5. 勤務体制 営業日及び休日、 勤務時間等を記載 してください。	平日（月～金）8：30～17：30 土・日・祝日 休み
--	--------------------------------

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	低額所得者・生活困窮者・被災者・高齢者・障がい者・子育て（一人親・一人親以外）・児童虐待を受けた者・DV 被害者・更生保護対象者・児童養護施設退所者・犯罪被害者・帰国被害者・海外からの引揚者・原子爆弾被害者・LGBT・UIJ ターンによる転入者
7. 業務内容 具体的な実施方法、 委託等の有無及びそ の内容等について記 載してください。 要配慮者から対価を 得て行う場合におい ては、当該業務の内 容、対価及び提供の条 件に関する事項を記 載してください。	<ul style="list-style-type: none">・住宅確保要配慮者本人、市区町村、相談支援事業所等からの相談を受け要配慮者の状況把握・連携不動産へ物件の依頼、希望あれば住宅確保要配慮者と同伴で物件内見・住宅確保要配慮者との面談（必須）・金銭管理援助、定期的な見守り・保証人、緊急連絡先の引き受け・住宅確保要配慮者と弊社との契約業務（初期費用見積書や契約書作成）・入居者への請求（更新事務手数・料更新保証料・火災保険更新等） <p>【対価を得て行う業務】</p> <ul style="list-style-type: none">○住居の相談・賃貸・提供（サブリース等）：家賃（3.6万～）※要望あれば内見の同伴を行う○金銭管理 月5,500円○家財・遺品整理：見積もりにより、概算料金を計算※費用は作業条件によって変動あり。○死後事務（葬儀の手配等）具体的な依頼内容に応じて料金が決定※葬儀・行政手続き・解約・処分・遺品整理・公共料金の精算 等 <p>【委託の有無】 無</p>

<p>8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・福岡県・福岡市住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会への参加・各市区町村や生活自立支援センター、相談支援事業所からの依頼により要配慮者の住居探しの実施・要配慮者の入居後も各市区町村保護課等と連携し必要な情報の共有を行う
<p>8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・居住支援活動に理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件を依頼する・入居者が社会的に分断されないよう就労継続支援事業所への通所や就労相談を行う
<p>9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・全国居住支援法人主催の研修会の参加・全国住宅産業主催の不動産後見サミットへの参加 <p>※研修会やオンライン講座への積極的な参加により居住支援による知識や理解を深めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・スキルや経験だけでなく人柄や価値観等も含めた求める人材を明確に定め人材の確保を行う
<p>10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者の生活安定の向上の為に、入居までのサポート行うだけでなく、入居後も相談・見守りを行い安心して暮らせるよう支援を行い、孤立・孤独のない環境作りに努めます。</p> <p>また、就労継続支援事業所への通所が可能な要配慮者に対して入居後も就労継続支援事業所への紹介や斡旋を行うことで社会から取り残されることなく、社会生活の基盤が出来るよう取組みます。</p>